

社会福祉法人ひらイルミナル

虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人ひらイルミナル（以下、法人という。）の定款第一条に明記する事業（以下「法人事業」という。）の利用者の権利を擁護・推進を図るとともに、利用者に対する虐待を防止するための体制を整備することによって健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人職員は利用者に対し第2条に規定する行為（以下、「虐待」という。）をしてはならない。

(被虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び保護者、職員等からの被虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程（以下「本規程」という。）に基づき、対応しなければならない。

- 2 法人職員は、虐待を発見した際は、各事業所の虐待防止担当者に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止対応責任者)

第5条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は、理事長が任命し事務局長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待事実内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止の推進、体制の整備

(第三者委員)

第7条 虐待防止には社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する必要があることから、第三者委員を設置する。

2 第三者委員は、法人苦情対応規程第6条に定めた者とする。

(第三者委員の職務)

第8条 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 虐待報告の受理、及び「虐待通報受付書」の被虐待通報者への通知
- (2) 第11条4に掲げる被虐待通報者及び虐待防止対応責任者への解決に向けての調整と助言
- (3) 虐待防止委員会の内、第16条(2)に掲げる事案を議題とする会議への参加

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止対応責任者は、虐待防止の推進のために、各事業所の虐待防止責任者に本規程に基づく虐待防止対応について周知を徹底させる。

(虐待の報告・確認)

第10条 虐待防止対応責任者は、各事業所の虐待防止責任者より被虐待の内容の報告を受ける。

(虐待解決に向けた協議)

第11条 虐待防止対応責任者は、被虐待通報の内容を解決するため、虐待防止委員会からの報告をもとに虐待防止対応委員会を開催し原因究明と対策を協議する。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として被虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

- 4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第12条 虐待防止対応責任者は、被虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

(解決結果の公表)

第13条

法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

(虐待防止のための職員等研修)

第14条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。

- 2 研修は障害者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。
- 3 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待防止対応委員会の設置)

第15条 虐待防止対応責任者は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止対応委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止対応委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止対応委員会の委員長は、虐待防止対応責任者とする。委員は次のとおりとする。

理事長

法人内各事業所の虐待防止責任者

社労士

第三者委員

(虐待防止対応委員会の役割)

第16条 虐待防止対応委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のチェックとモニタリング
- (2) 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

(権利擁護のための成年後見制度)

第17条 虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及びその保護者等に啓発する。

(その他)

第18条 身体拘束適正化等の委員会については、虐待防止委員会と一体的に設置・運営す

るものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。